重要事項説明書

- 1. 「認知症対応型共同生活介護サービス」についての相談窓口
 - ・電話 03-3930-1850
 - ・担当 ホーム長 明神 民恵
 - ・ご不明の点は何でもお尋ね下さい。
- 2. 「認知症対応型共同生活介護サービス」の概要
- (1) 法人概要
 - ①法人名/代表者名 医療法人財団 朔望会/理事長 望月龍二
 - ②所在地 東京都板橋区常盤台2-25-20
 - ③連絡先 03-3960-7211
 - ④事業概要
 - イ) 常盤台外科病院
 - ロ)介護老人保健施設エーデルワイス
 - ハ) 下赤塚地域包括支援センター
 - 二) 居宅介護支援事業所エーデルワイス
 - ホ) 訪問看護ステーションエーデルワイス
 - へ) 訪問介護エーデルワイス四葉

(2) 事業の概要

- ①事業者概要
 - イ) 名称/連絡先 グループホームエーデルワイス四葉

03 (3930) 1850

- 口) 所在地 東京都板橋区四葉2-21-17
- ハ)介護保険事業所番号 1371902600
- ②サービス提供時間の職員配置

時間	8 時 30 分~ 9 時	9~12 時	12~17 時	17~18 時	18~20 時	20~ 翌 8 時 30 分
職員 配置数	2名	2~3名	3名	3名	2名	1名

※ 但し、業務都合等で変更される事がございます。

③勤務体制

日勤	8:30~ 17:00
中番	9:30~ 18:00
遅番	11:30~ 20:00
夜勤	16:30~翌9:00

④職員体制 (2024年度)

職種	資 格	勤務/人数	業務内容
管理者	東京都認知症介護実践者	常勤1名	ホーム総括
	研修・リーダー研修・ 管理者研修受講済み		
計画作成	介護支援専門員	常勤1名	ケアプラン作成
担当者	介護福祉士	常勤1名	介護職従事
介護職員	介護福祉士	常勤 7名	介護職従事
	実務者研修 初任者研修、ヘルパー2級	非常勤 3 名 常勤 1 名 非常勤 4 名	

⑤施設/設備の概要

イ) 建物の構造/面積

鉄筋コンクリート造り地上4階建て、全体延べ床面積 955.93 ㎡の内、 3階及び4階部分 563.79 ㎡ (図面上は2階及び3階)

- ロ)居室の数と面積 個室(洗面所/押入れ/エアコン付き)各階に 9 室、 各個室面積 11.26 $\mathrm{m}^2 \sim 11.74$ m^2
- ハ)トイレの数 各階に3ヶ所
- ニ) 風呂の数と種類 ユニットバス/各階に1ヶ所
- ホ) 台所/食堂 各階に1ヶ所
- へ) 和風リビングルーム 各階に1ヶ所
- ト)職員室 各階に1ヶ所
- チ) エレベーター/玄関 各階に1ヶ所
- リ) 電話引き込み 各個室に1ヶ所

3. サービスの内容

- (1) 日常生活に必要な「作業」(調理、買物、洗濯、清掃等)を、利用者自身の手で行い、 また利用者が互いに助け合って共同生活を行うための援助
- (2) 食事、排泄、入浴、整容、口腔衛生、理美容など身の回りのことへの援助や介助
- (3) 健康管理及び服薬管理
- (4) 生活の相談
- (5) ご家族への情報提供等

4. 運営上の基本事項

以下の事項については添付資料「グループホームエーデルワイス四葉/運営基本方針」 に詳細を記載する通りです。

- (I) 運営基本方針
- (Ⅱ) 提供サービスの内容
- (Ⅲ) 生活のすすめ方
- (IV) 健康管理
- (V) ご家族との関係
- (VI) 利用上の留意事項および禁止事項
- (VII) ケアの質の向上と確保について

5. 利用料金

(1) 基本分(介護報酬分※処遇改善加算以外の加算を含む)

※利用者様の所得等によって自己負担分が1割の方と2割、3割の方がいらっしゃいます。 (お持ちの負担割合証をご確認ください)

以下は1割~3割で算定した場合の料金表です。(1ケ月30日として算出/円)

状態区分	1日当たりの	1 ケ月の自己	1 ケ月の自己	1 ケ月の自己
	自己負担分	負担分・1割	負担分・2割	負担分・3割
要支援 2	845 円	25,343	50,685	76,028
要介護 1	889 円	26,683	53,366	80,050
要介護 2	907 円	27,108	54,217	81,325
要介護3	930 円	27,893	55,786	83,679
要介護4	971 円	29,136	58,271	87,407
要介護 5	990 円	29,692	59,383	89,075

(2024年6月1日~)

【介護報酬加算の内訳】

(1)

医療携体制加算	1日当たりの自己負担分	1ヶ月当たりの自己負担分 (30日の場合)
		(90日 73 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
要介護1~介護5	41 円	1,230 円

※看護師の定期訪問や緊急時の医療連携体制整備等に係る加算です。(要支援 2 の方は加 算しません)

2

サービス提供体制 強化加算 (I ロ)	1日当たりの自己負担分	1ヶ月当たりの自己負担分 (30日の場合)
要支援2~介護5	24 円	720 円

※サービス向上に繋がる体制整備の為に係る加算です。当ホームは加算要件を満たしています。

(3)

認知症チームケア 加算 (Ⅱ)	1 か月単位	1ヶ月当たりの自己負担分
要支援2~介護5	120 単位	1,308 円

※東京都認知症介護実践リーダーがおり、その指導の下、適当な認知症介護がなされている事を評価する加算です。

【その他の加算について】

①処遇改善加算と特定処遇改善加算

※介護職員の処遇を改善するために利用者様にご負担いただく加算で、毎月総単位数に乗じて加算されます。

②初期加算(30 日分)

初期加算	1日当たりの自己負担分	1ヶ月あたりの自己負担分	
要支援2~介護5	33 円	990 円	

※初期加算は新入居より 30 日のみ加算されます。31 日以降加算されることはありません。 (注) 加算は行政の定める基準と職員配置や職員の有する資格等の適合によって加減する 事があります。 (2) 家賃相当分 90,000円/月

(但し3F「うめ」、4F「スミレ」は80, 000円/月 となります)

- ①減価償却費を含みます。
- ②途中入居/退去の場合の日割り分は、管理費と合わせ日額3,500円とします。
- ③入居契約中の外泊や入院等による不在の場合の減額はありません。

(3) 食材費 1, 250円×日数/月

- ①食事材料費相当分です。
- ②入院、外泊、外出、途中入居・退去等により欠食した場合は減算いたします。 但し、食事の準備をしたが体調不良などにより利用者の希望で欠食となった場合は 減算致しません。
- ③1日分の内訳は右記の通りです(朝食:350円、昼食:400円、夕食:500円)

(4) 水光熱費

19,000/月

※途中入居/退去の場合の日割り分は、日額630円とします。

- (5) 共益費(車輌維持費/施設管理費) 11,000円/月
 - ①車輌維持費

当ホームの立地的不利要素として近隣に商店街がなく、入居者が高齢であり体力に 限界があることや、地域密着サービスが重点を置く地域との交流を考えた場合、車 輌を保有しなければグループホームが目指すところの利用者の生活が成立しないこ とから、当ホームではこの費用を共益費として利用者様から徴収しています。

- ※ 内訳としてはガソリン代、整備料、保険料、車検費用等。
- ※ 本費用は途中退去の場合も返還しません。
- ② 施設管理費

施設管理費とはエレベーター点検費、消防設備点検費、電機関係保守点検費、建物 管理費、浄水槽等清掃点検費、空調フィルター等清掃費、修繕等にかかる経費をいう。

(6) その他の日常生活費

- (1)~(6)以外に利用者の生活において、利用者またはその家族の意思により、物品等を購入したり、教養娯楽費として別途支払いが発生したり、病院等に受診したりして、当ホームがその代金を支払った場合、実費分のみを請求いたします。具体的には以下のような事項です。
- ・利用者個人やご家族の希望によって購入した物品の代金
- ・病院やクリニック、訪問歯科の受診料と薬代
- 理美容代金
- ・利用者が希望して参加した教養娯楽費
- ・利用者や家族が希望して使ったタクシー代
- ・ご家族の代行で職員が通院等に同行した場合のタクシー代金
- 利用者居室の修繕費用

(7) 利用料	斗金の概算	(目安:要介護2の方の場合	今/1 ケ月 30 日)
---------	-------	---------------	--------------

項目	金額	備考
家賃	90,000	一部 80.000 円の居室があります
食費	37,500	朝食:350円、昼食400円、夕食500円
水光熱費	19,000	日割り1日: 630円
共益費	11,000	日割りはありません
介護保険自己負担金		
1割	27,108	1 ケ月合計金額: 184,608円
2 割	54,217	1 ケ月合計金額: 211,717 円
3 割	81,325	1 ケ月合計金額: 238,825 円

※ (7)に上記項目(6)に掲げたような自費出費分があった場合は別途利用料金に加算されます。

6. 入居の手続き

(1) 利用申し込み

- ①介護認定審査会において要介護認定区分が要介護状態若しくは要支援2にあると審査判定された方で、ケアプランに基づき、当事業を必要とするとされた方が当ホームを利用できます。
- ②利用に関する手続きの説明やホーム見学を行い、利用の意思確認を行います。
- ③必要な書類は利用申込書、認知症である事が記載された診療情報提供書、介護保険 証の複写等です。

(2) 事前面接

利用を希望した方については事前面接を行います。

(3) 入居判定

- ①最終的に利用の意思表明をした方に関し、事前面接による情報と診療情報提供書を もとに、当法人において入居判定を行い、その可否の判断を致します。
- ②入居判定会議はホーム長、介護計画作成担当者、当法人の所属医師等で構成します。
- ③入居決定の基準は本人の心身の状態、当ホームの設備状況、職員配置上の対応の可能性、他利用者との関係等を基準に、当法人としての事業趣旨も勘案の上、総合的に判断します。

(4) 入居の決定と入居

- ①判定会議の「入居可」判定により入居が決定し、随時決定通知を行います。
- ②荷物搬入日、入居日を決めます。
- ③複数の居室が空室の場合、入居する居室は原則としてホーム側との協議によって 決定することとさせて頂きます。

7. 秘密保持

事業者及びその事業に従事するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及び その家族に関する情報を、正当な理由無く第三者に漏らしません。

この守秘義務は本契約の終了後、事業所職員の退職後も同様とします。

8. 事故発生時の対応

事業者は利用者が転倒等のアクシデントにより怪我等をした場合には、ご家族に連絡を取り正確に状態をお伝えした上でその意向をお伺いし対応致します。また本人、ご家族の意向があった場合には連携体制下の医師、看護師と連携を取り迅速に必要な処置が受けられるよう手配を致します。但し、緊急性の高い場面でご家族との連絡がつかない場合、職員の判断で諸々の手配を行うことがあります。

また、事故が軽微で特に医療を必要しないと明らかに判断できる場合は、ご家族への 連絡を事後とすることがあります。

9, 生活リスクに対する考え方

- ・歩行時、ベッドや車椅子からの転落や転倒による骨折、外傷などの恐れがあります。
- ・当ホームは原則的に拘束を行わないことから、転倒や転落による事故の可能性があることをご理解ください。
- ・高齢者の方の骨は脆くなっており、通常の対応でも骨折になることがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄くなっており、少しの摩擦で表皮剝離や擦過傷などが出来やすい 状態にあります。
- ・高齢者の血管は脆くなっており、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態 にあります。
- ・加齢や認知症の進行により水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤飲、誤嚥による肺炎や窒息の危険性が高い状態になります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変や急死される場合もありま す
- ・ご利用者の全体状態が急に悪化した場合は、当ホームの判断で緊急に病院への搬送を行うことがあります。

※当グループホームでは、利用者様が快適で安全な生活を過ごせるよう、環境整備費に努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な要因や原因により、上記の危険性が伴うことを充分にご理解ください。

10、虐待防止について

当グループホームは、虐待の発生またはその再発を予防するため、次の措置を講ずる ものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催し、その結果について従業者に周知を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の整備する。
- (3) 虐待防止のための職員への研修の実施を行い、ご家族に報告を行う。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための管理者(ホーム長)を責任者と

※当グループホームは、虐待を受けたと思われる利用者を発見、または報告があった場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものする。

11. 非常災害時対策·緊急時体制

非常災害時並びに緊急時における利用者の安全確保のため、消防法により届け出た消防計画に基づき、次の通り対応します。

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を置きます。
- (2) 非常災害用品の整備、非常食の備蓄を行います。
- (3) 日常点検、定期点検、防火訓練を行います。
- (4) 緊急時の体制を定めます。

12, 感染症対策

当グループホームにおいて感染症の発生、または蔓延を防止するために下記の措置を 講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ホーム内の設備及び備品について、衛生管理に努めます。
- (3) ホームの感染症の予防及び蔓延の防止するための委員会をケアセンターで開催し、従業者に周知致します。
- (4) グループホームの感染症の予防及び蔓延防止についての指針を整備します。

13、不可抗力による非常時の対応と業務の継続について

- (1) 大規模災害や感染症の発生時において、利用者に対する GH のサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画 『BCP:業務継続計画』を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し報告します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更や追記を行います。
- (4) 下記の場合は、サービスの提供が最小限となる事をご理解ください。
 - ・大規模地震、豪雨、台風、竜巻、路面凍結などの自然災害時に停電・ガス供 給停止・断水・通信の途絶・交通機関の停止・大規模な渋滞などのいずれか が発生した場合。
 - ・コロナウイルス感染などの感染症や伝染病が感染拡大となった場合。

14、ハラスメントについて

当グループホーム又は GH の職員に対する精神的暴力行為、身体的暴力行為、セクシャルハラスメント行為など(以降、ハラスメント行為する)を禁止行為とします。

- (1) 利用者またはそのご家族による、GH または GH の職員の人格・尊厳や平穏な 生活を否定するような言動を行うこと。
- (2) 利用者またはそのご家族による、GH のサービス内容に対する合理的な範囲を 超えるクレームや要求を行うこと。
- (3) 利用者またはそのご家族による、GH の業務に対する不必要な干渉や妨害を行うこと。
- (4) 利用者またはそのご家族による、GHや GH 職員に対するハラスメント行為。

- 例① 大声、暴言、罵声で執拗に繰り返し責める、恫喝する行為。
- 例② SNS(インターネット)などで事業署名や個人名をあげての非難等で名誉 や人格を毀損する行為。
- 例③ GHやGHの職員に対してサービス範囲を超える要求やクレーム、あるいはその他の不当な要求など。
- 例④ GHへの長時間の居座りや長時間の電話、業務の妨害となる行為。
- 例⑤ 脅迫的な言動や、反社会的な言動による不当な要求を行う行為。
- 例⑥ GH 職員に対する付きまとい、わいせつ行為、盗撮、性的な言動などの行 為。

※上記の行為はハラスメント行為とし、禁止行為となります。ハラスメント行為 に対しては厳重に対応致します。

15. 苦情対応

当ホームは常にサービス向上を心がけ、業務改善に対して前向きに考えてまいります。 サービスに関わる不満、不信、お気づきの点、ご要望などございましたら1Fエレベーターホールに備え付けております『ご意見箱』をご活用ください。また何なりとフロア職員にお申し出ください。

苦情相談窓口:ホーム長・各フロア長 03 (3930) 1850

健康生きがい部 介護保険課

板橋区介護保険苦情相談室 03 (3579) 2079

※月曜日~金曜日 9:00~17:00 祝日を除く

東京都国民健康保険団体連合会

国保連合会苦情相談窓口 03-6238) 0177

※月曜日~金曜日 9:00~17:00 祝日を除く

16, 第三者評価の実施状況

平成 24 年 福祉サービス 第三者評価受審済

平成 25 年 福祉サービス 第三者評価受審済

平成 26 年 福祉サービス 第三者評価受審済

平成27年 福祉サービス 第三者評価受審済

平成 29 年 福祉サービス 第三者評価受審済

令和1年 福祉サービス 第三者評価受審済

令和3年 福祉サービス 第三者評価受審済

令和5年 福祉サービス 第三者評価受審済

※第三者評価受審の評価結果は板橋区のホームページで公表されています。

また、ホームにも審査結果の記録を備えておりご覧頂けます。

17. 契約の終了要件

次の事由に該当した場合、本契約は終了します。

- 1. 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- 2. 利用者が他の介護保険施設等に入院、入所した場合

- 3. 利用者が死亡した場合
- 4. 本契約第17条に基づき利用者が本契約を解除した場合

18, 退去の手続き

入居契約に定める契約の終了事由が発生した場合の退去手続きは概ね以下の通りです。

- (1) 当法人にて退去判定会議を開催し、退去判断を行います。 退去判定会議はホーム長、介護計画作成担当者、当法人医師等で構成されます。
- (2) 退去先については事業所責任者、ご家族、担当介護支援専門員の3者間で選定のための協議を行う等、円滑な退去のための援助を行います。
- (3) 退去先が決まり次第、退去日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃等の現状復帰作業は、原則として利用者とご家族で行って頂きます。

現状回復として、畳替え費用、障子の張替え費用、壁紙の全面張替費用、尿臭消 臭費用のご負担があります。

全ての作業が終了した日を退居日とします。

(4) 利用料金等の精算は、原則として後日、別途精算とします。

19, 身元引受人

身元引受人の主な責任は、次のとおりです。

(1) 利用者の事業者に対するグループホームエーデルワイス四葉のサービス利用契約 上の債務を連帯保証すること。

※身元引受人は極度額 103 万円の範囲で、本契約から生じる一切の責務(利用料、遅延損害金、現状回復費用、利用規約の違反、利用者としての義務違反に基づく遅延損害金などを含む一切の責務)を負担します。

また、利用者が期限の利益を喪失した場合に事業者が書面をもって身元引受人に通知することを予め同意します。

身元引受人の責任範囲を明確にするため極度額を定めます。

- (2) 利用者の入院に関する手続き、費用の負担。
- (3) 契約終了後の利用者の受け入れ先の確保。
- (4) 利用者が死亡されたときのご遺体および残置物の引取り等。
- 2、利用契約書、重要事項説明書に署名、捺印等した利用者の家族や後見人は 身元引受人でない場合であっても、以下の責任を負うものとします。
 - (1) 利用者に関する手続き、費用の負担。
 - (2) 契約終了後の利用者の受け入れ先の確保。
 - (3) 利用者が死亡されたときのご遺体およ残置物の引取り等。

20, 短期利用共同生活介護について

当事業所は、入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供することがあります。

なお、短期利用共同生活介護受け入れ期間の家賃等の経費については、入居者では なく、短期利用共同生活介護の利用者が負担することとなり、入院等の為不在となって いる入居者様の利用料はその分が控除されます。

附則

- この規定は平成26年4月1日から施行する。
- この規定は平成26年11月1日から施行する。
- この規定は平成27年4月1日から施行する。
- この規定は平成27年8月1日から施行する。
- この規定は平成27年8月1日から施行する。
- この規定は平成28年10月1日から施行する。
- この規定は平成29年7月1日から施行する。
- この規定は2019年10月1日より施行する。
- この規定は2020年4月1日より施行する。
- この規定は2021年4月1日より施行する。
- この規定は2024年6月1日より施行する。

グループホームエーデルワイス四葉は、 様への入居と共同生活 介護サービスの提供にあたり、 様 (利用者・代理人・身元引受 人)に対して、契約締結の事前説明として①重要事項説明書②グループホー ムエーデルワイス四葉/運営規程③グループホームエーデルワイス四葉/運 営基本方針を交付し、説明を十分に行い、その記載内容について同意を頂き ました。

年 月 日

「事業者〕

所在地 東京都板橋区常盤台2-25-20

名称 医療法人財団朔望会

会印

[説明者]

所属 グループホームエーデルワイス四葉

氏名 ホーム長 明神 民恵

印

私達は、入居と共同生活介護サービスの提供にあたり、上記説明者より契約締結の事前説明として①重要事項説明書②グループホームエーデルワイス四葉/運営規程③グループホームエーデルワイス四葉/運営基本方針の交付を受け、説明を十分に理解した上で、その記載内容について同意をしました。

年 月 日

[利用者]

住所 板橋区

氏名 印

[ご家族]

住所

氏名

[身元引受人]

住所

氏名